

令和 8 年度新潟県農地集約化促進事業の推進方針

令和 8 年 7 月 24 日
地 域 農 政 推 進 課

農地集約化促進事業を効果的に活用することにより、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の第 9 の 2 に基づく推進方針を定める。

1 基本的な考え方

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を実現するため、農地の集約化等に向けた取組が加速化するよう、農地集約化促進事業の効果的な活用を図る。

2 推進体制・方法

前項を実践していくために、以下のとおり県・市町村・地域の各段階にて推進体制を構築し、これら一体的に当事業を推進していく。

県段階においては、新潟県農業会議、新潟県農業協同組合中央会、新潟県土地改良団体連合会、新潟県農林公社等の関係機関との連携・協力のもと、本事業についての情報共有等により、当事業に対する理解促進を図り、地域計画の実効性確保に向け、計画に位置付けられた担い手の意向が反映された形で農地の集積・集約化が進むよう、全県的に事業活用を推進する。

市町村段階においては、農業委員会、農業協同組合、地域振興局、土地改良区等の関係機関と連携しながら、地域計画（目標地図）の見直しや実現に向けた取組の中で、積極的な事業活用を推進する。

地域段階においては、地域の担い手への農地の集積・集約化の状況に応じ、地域計画の見直しや実行に向けた協議の中で当事業の具体的な活用について検討する。

3 その他

この方針は令和 8 年 7 月 24 日に制定し、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。